

職発 1018 第 1 号
子発 1018 第 1 号
令和 3 年 10 月 18 日

全国中小企業団体中央会
会長 森 洋 殿

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進について

厚生労働行政の運営については、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親」という。）につきましては、子育てと生計の維持を一人で担わねばならず、就業面で一層不利な状況に置かれていることを踏まえ、厚生労働省では、令和 3 年度以降も、特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用助成金の支給等により、こうした方の雇入れを行う事業主の方への支援に取り組んでまいります。また、新型コロナウイルス感染症の影響が広範囲に及ぶ現状を踏まえ、本年 3 月には、新型コロナウイルスに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議において、ひとり親について、安定就労を通じた中長期的な自立支援を目指し、高等職業訓練促進給付金制度を見直すなど就労訓練への支援の強化を図ったところです。

貴団体におかれましても、新型コロナウイルス感染症の影響が広範囲に及ぶ現状と政府の対策を踏まえ、母子家庭の母及び父子家庭の父を巡る状況について御理解を賜り、傘下の企業において、母子家庭の母及び父子家庭の父の専用求人設けるなど雇入れを促進していただくよう、引き続き周知いただくとともに、政府のひとり親支援施策の効果を高める観点から、市町村のひとり親就労支援担当等への協力等適切な対応をお願い申し上げます。

また、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るためには、母子・父子福祉団体等ひとり親家庭の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効であることから、業務を外部委託される場合は、母子・父子福祉団体等の活用をご検討くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

令和 3 年 10 月 18 日

厚生労働省職業安定局長 田中 誠二

厚生労働省子ども家庭局長 橋本 泰宏

